

## 本件調達に対する質問・回答書

令和7年1月14日

調達物品： 芦田川流域下水道芦田川浄化センターで使用する電気

質問(1)	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。
回答	落札金額は総価についてのみ公表し、単価の公表はしません。

質問(2)	委任状を提出し、郵送にて入札参加する場合、下記の認識で相違ありませんか。 (1) 入札書には代表者は記名のみとし、押印は代理人（受任者）のみとする。 (2) 別記様式2-2号入札付属書には、押印は不要。 (3) 入札書、入札付属書の左上をホチキス止めし、入札参加する代理人の印にて割印を行う。
回答	お見込みのとおりです。ただし、(1)については受任者が契約締結の権限を有する者である場合とします。

質問(3)	仮に弊社が落札した場合、契約書（案）の内容について、協議いただくことは可能ですか。
回答	協議ができる事項は、契約書(案)に示した内容を原則とし、詳細について個別に判断することとなりますが、協議には応じます。

質問(4)	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 <p style="text-align: center;">乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p>
回答	質問(3)の回答と同じになります。 なお、ご質問の内容については、契約書(案)第2条第2項及び第9条第1項の規定により対応が可能と考えておりますが、御社が落札された場合に、詳細について個別に判断いたします。

質問(5)	弊社が落札した場合、弊社が定める電気契約要綱・標準料金表に基づき、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承いただけますか。
回答	燃料費等調整額については、契約書(案)第9条第1項のとおりです。 また、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、契約書(案)第9条第3項のとおりです。 (一部抜粋) 契約書(案) 第9条 電力量料金は、《中略》得た額とする。ただし、芦田川流域下水道芦田川浄化センターで使用する電気に係る入札公告（令和6年12月17日）に基づく一般競争入札において受注者が適用した算定諸元に基づく燃料費等調整単価に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、その算定方法等については、あらかじめ発注者と受注者の間で協議の上、定めるものとする。 3 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は、当浄化センターを管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件（電気契約要綱、標準料金表）による。

質問(6)	<p>仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか（成立しますか）。</p> <p>成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則（違反金の支払い等）はありますか。</p>
回答	入札公告 2(3)、入札説明書 2(3)に記載のとおりです。

質問(7)	<p>入札金額の積算に伴う端数処理については、以下としてよろしいですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金及び電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金、電力量料金および燃料費等調整額の各小計においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）する。</li> <li>再エネ賦課金の小計においては、円未満の端数は切捨てする。</li> <li>月額合計金額は、各月毎に基本料金・電力量料金・燃料費等調整額・再エネ賦課金の合計金額を端数処理（単位を1円とし、その端数は切捨て）する。</li> </ul> <p>上記の端数処理が認められる場合、入札付属書の計算式を修正し使用して問題ありませんか。</p> <p>認められない場合、入札については入札付属書の通り端数処理（小数点以下第3位切捨て）を行いますが、仮に弊社が落札した際は、上記端数処理にて料金を積算いたしますが、ご了承いただけますか。</p>
回答	<p>入札金額の積算に伴う端数処理については、入札説明書 7(8)のとおり「基本料金単価、電力量料金単価、燃料費等調整単価及びその他必要な料金単価には、1円未満の端数（小数点以下第2位まで）を含むことができる。ただし、各月の基本料金及び電力量料金等（電力量料金、燃料費等調整額、再エネ賦課金及びその他必要な料金の合計）の合計額である「月額合計」欄に1円未満の端数があるときは、その全てを切り捨てるものとする。」の指定ですので、ご質問の内容での計算式修正をされることの問題はありません。</p>

質問(8)	<p>各月の入札金額積算にあたっては、予備電力（予備線）の料金も含め積算するようになりますが、当社は算出率を用いて予備電力の料金を算出するため、予備電力については、小数点第3位まで生じることがございます。小数点第3位までの単価を積算し、仮に弊社が落札した場合は、小数点以下第3位までの単価でのご契約となりますことを、ご了承いただけますか。</p>
回答	<p>予備電力（予備線）の料金については、当社は基本料金と認識しております。</p> <p>入札説明書 7(8)により、「基本料金単価《中略》には、1円未満の端数（小数点以下第2位まで）を含むことができる」と指定しており、御社ご質問の小数点第3位までの単価による積算及び契約の了承はできません。</p>

質問(9)	<p>予定使用電力量が昼間時間（夏季、その他季）、ピーク時間、夜間時間と区分されておりますが、「夏季」「その他季」のみの単価を用いた料金メニューで応札することは可能という認識でよろしいですか。</p>
回答	御社料金メニューでの応札が可能です。

質問(10)	<p>燃料費調整額について、令和7年4月1日に算定諸元（燃料費等調整単価の積算方法）の見直しを行う場合、令和6年12月実績値を見直し後の算定諸元により積算し直した単価を記載する等、指定はありますか。</p>
回答	<p>令和7年1月10日付けで当公社ホームページに掲載した「入札説明書の補足及び追加資料提出について」のとおりです。</p> <p>（ 令和7年1月以降に算定諸元（燃料費等調整単価の積算方法）の見直しを行う場合は、<u>令和6年12月（12/1～12/31 使用分）実績値を見直し後の算定諸元により積算し直した単価</u>を記載することとしてください。 ）</p>